

労働者災害補償保険法施行規則及び炭鉱災害による一酸化炭素中毒症に関する特別措置法施行規則の一部を改正する省令案の概要

1 趣旨

労働災害により介護を要する状態となった労働者については、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）の規定に基づき、介護に要した費用を介護（補償）給付として支給しているところである。今般、他制度の介護手当との均衡等を考慮して当該給付額に係る最高限度額及び最低保障額の見直しを行うものである。

また、炭鉱災害による一酸化炭素中毒症に関する特別措置法（昭和42年法律第92号）の規定に基づき支給する介護料においても上記と同様の見直しを行うものである。

2 改正の内容

(1) 労働者災害補償保険法に基づく介護（補償）給付の最高限度額及び最低保障額について、以下のとおり変更すること。

	最高限度額	最低保障額
常時介護を要する者	<u>104,730円</u> (104,960円)	<u>56,790円</u> (56,930円)
随時介護を要する者	<u>52,370円</u> (52,480円)	<u>28,400円</u> (28,470円)

※（ ）内は現行額

(2) 炭鉱災害による一酸化炭素中毒症に関する特別措置法に基づく介護料の最高限度額及び最低保障額について、以下のとおり変更すること。

	最高限度額	最低保障額
常時監視及び介助を要する者	<u>104,730円</u> (104,960円)	<u>56,790円</u> (56,930円)
常時監視を要し、随時介助を要する者	<u>78,550円</u> (78,720円)	<u>42,590円</u> (42,700円)
常時監視を要するが、通常は介助を要しない者	<u>52,370円</u> (52,480円)	<u>28,400円</u> (28,470円)

※（ ）内は現行額

3 施行日

平成22年4月1日